

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまと連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携による支援

地域での創業促進を目的として行政機関や公的支援機関と連携し設立した「呉創業支援ネットワーク」により、創業計画の策定やブラッシュアップ、啓発活動等の各種支援に取り組むとともに、関係法人において、地域活性化に寄与する創業・新規事業を資金面から支援する助成金交付事業を運営しております。

また、取引先の販路開拓にも取り組み、地域内でのビジネスマッチングイベントの開催や中小企業支援団体との連携による首都圏等の新市場への展開を目的とした商品開発、経営支援プラットフォーム（クラウドサービス）の活用による全国規模でのマッチングが実現できる体制を整えております。

b. 人材確保支援

人材紹介業務の取扱いに加え、公益財団法人産業雇用安定センターや事業引継ぎ支援センターなどの公的支援機関等と連携した人材マッチング支援を実践することで、人材不足や後継者不在に悩む取引先の課題解決を進め、地域の雇用安定化、活性化に取り組んでまいります。

2. 「振興基準の遵守」

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当金庫では、さまざまな公的機関や大学、税理士や中小企業診断士等の各種専門機関・専門家と連携し、取引先をはじめとした事業者の皆さまの経営課題の解決に伴走型で取り組んでおります。また、地域に根差し、地域とともに歩む信用金庫として、文化・スポーツ振興など、幅広い社会活動にも取り組んでおります。

このような取り組みを通じ、今後も取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進め、地域経済の発展と持続可能な社会の実現に役職員一丸となって貢献してまいります。

2021年10月1日

(2023年8月22日更新)

吳信用金庫

理事長 向井 淳滋